

# 西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21  
〒861-2102 TEL (096) 214-7101  
FAX (096) 214-7102

## ヒントヒント

**臨機応変** 同友館の「感動サービス」(坂本光司編)の中の一つ、澤井理人氏の話です。朝から風邪気味のを我慢しながら何とか用件を済ませた時にはもう夜。近くの薬局も店を閉め、店員が帰ろうとしていたが、無理を承知で「閉店時間を過ぎていて申し訳ありませんが、風邪をひいていて、自宅まで我慢できそうもないでの、薬を売ってくれませんか」と頼んだ。暫くして店長らしき人が出て来た。話を聞くや、即座に奥へ行き手にした小瓶を差し出し「法律上、この時間帯は薬を売ってはいけないことになっていますが、これは売り物ではなく事務所の常備薬ですので、どうぞお持ち下さい」という。薬局として当然のことです。

## ヒントヒント

### 税務ミニガイド

住宅借入金等特別控除の適用を受けている人が、借換えをした場合、新たな住宅借入金等が当初の借入金等を消滅させるためのものであることが明らかであり、かつ、償還期間が10年以上など一定の要件を満たすものであれば、引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。



## スキャナ読み取りによる電子保存

### □電子帳簿保存法の改正

平成27年度税制改正によって、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」が改正され、証憑類のスキャナ読み取りによる電子保存の要件が緩和されました。

### □対象書類の範囲拡大

取引に関して、相手から受け取った契約書、領収書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し（重要書類）について、その記載された契約金額または受取金額が3万円以上のものはスキャナ保存の対象外でしたが、金額に関わらずスキャナ保存の対象となりました。

なお、棚卸表、貸借対照表、損益計算書、計算・整理または決算に関して作成されたその他書類については、引き続きスキャナ保存は認められません。

### □スキャナ保存の要件緩和

業務処理サイクル方式を採用する際に必要とされていた承認が不要とされました。

また、スキャナで読み取る際に、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に、当該入力を行なう者又はその者を直接監督する者の電子署名を行なうこと、とする要件が廃止されました。

それに伴って、当該入力を行なう者またはその者を直接監督する者に関する情報を保存しておくことが要件とされ、さらに、適正事務処理要件が追加されました。

### □適正事務処理要件

適正事務処理要件とは、相互に関連する事務について、それぞれ別の者が行う体制、事務処理の内容を確認するため定期的な検査を行う体制・手続、事務処理に不備があると認められた場合にその報告、原因究明、改善の方策の検討を行う体制を規定に定め、それに基づいて事務処理をすることをいいます。

### □入力要件の緩和

## 話のタネ

○有名な民謡には日本海側で生まれたものが多い。民謡には二種類のタイプがある。一つは労働歌。日本海側は日照時間が短く農耕等の条件が厳しい、「佐渡おけさ」や「真室川音頭」などが代表で、どじょうすくいの「安来節」も一味違った労働歌です。もう一つは物語歌。比較的労働の楽な太平洋側で余暇に歌う「河内音頭」や「八木節」などがその代表です。



重要書類以外の書類について、スキャナ読み取りの際に必要とされている書類の大きさに関する情報の保存が不要とされ、カラーでの保存ではなく白黒（グレースケール）での保存も認めることがされました。

### □申請手続き

スキャナ保存を行なおうとする場合には、その行なおうとする日の3か月前の日までに、所轄税務署長に対して「国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書」を提出して承認を受けることが必要となります。申請の際には、次の書類を添付することになります。

- ①承認を受けようとする国税関係書類の保存を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ②承認を受けようとする国税関係書類の保存を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）
- ③申請書の記載事項を補完するために必要な書類その他参考となるべき書類

### □改正規定の適用

この改正規定は、平成27年9月30日以後に行う承認申請から適用されています。

## 資産を低額譲渡した場合の課税関係

同族会社では、さまざまな理由から、関係者間における資産の移転（贈与・譲渡）が行われることが多くあります。資産の時価について、評価が難しいことに加えて、恣意性も入りやすく、税務トラブルになります。今回は、低額譲渡のケースを整理してみたいと思います。

(1)形態 譲渡者と譲受者の両当事者が個人か法人かで、税務の扱いが違ってきます。

(2)譲渡者と譲受者が共に個人の場合 この場合は時価の2分の1以上・未満にかかわらず、譲渡者に対する課税関係は、いわゆる通常の金額計算となり、みなし譲渡課税はありません。ただ、譲渡損の通算は時価の2分の1未満の場合はできません。2分の1以上の場合は原則的に平成16年以降はできません。一方譲受者に対する課税関係は、著しく低い価

額の対価で財産の譲渡を受けた場合には、譲渡価額と相続税評価額又は通常の取引価額の差額は、みなし贈与として扱われます。

(3)譲渡者が個人で譲受者が法人の場合 この場合は譲渡価額が2分の1以上か2分の1未満によって課税関係は大きく変わります。時価の2分の1以上の譲渡価額の場合、譲渡者（個人）に対する課税関係は上記(2)の場合と同様です。一方譲受者（法人）に対する課税関係は、譲受価額と時価との差額が受贈益として認定されることになります。そして、特に留意しなければならないのは、時価が2分の1未満の場合の譲渡者（個人）に対する課税関係です。みなし譲渡課税（その時の時価によって譲渡があったとみなされる課税）が適用されることになるからです。なお、譲受者（法人）に対する課税関係は2分の1以上の場合と同様です。

(4)消費税 譲渡される資産が土地等である場合には、非課税となります。その他は原則として、実際に受領した課税資産の譲渡等の対価の額が課税標準となります。

### ナマの税務相談室

Q 暫くご無沙汰いたしました。実は1月に父が亡くなりまして相続申告の準備をしているところです。何が認められ、駄目

な費用は何か、区別がつきません。資料を持参いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

A お父様がお亡くなりになりましたか。以前お会いした時、ご冗談で自分は死ぬなら桜の満開の季節にお願いしたいなあと仰っていましたが。死亡統計では年間で死亡者が多いのは2月ではなく1月が一番多いとか。やはり寒い季節が多いですね。余談申し上げて失礼いたしました。ご冥福をお祈りいたします。

Q 最初の質問です。告別式関係でお通夜費用や飲食費用等は大丈夫ですか。

A 勿論大丈夫です。

Q 但し、領収書は必要です。

Q 当日はお坊さんもお見えいただきましてお礼をいたしました。それと、火葬場の

費用も大丈夫ですか。

A 大丈夫です。僧侶さんの費用も請求いたしますと領収書は出しています。

Q お花代は遺族が基本的に負担いたしますが、参列者の分も負担せざるを得ない場合がありますが、如何でしょうか。

A お花代、葬儀屋へのチップ、参列者のお手伝い費用も常識的範囲なら大丈夫です。それから、申し添えると、墓地の購入費は駄目ですし、香典返しの費用も駄目です。

Q 当日の位牌や故人の写真の焼き増し代や戒名代は大丈夫ですか。

A 特別な域を超えない相当なものなら大丈夫です。

Q 最後の質問ですが、四十九日の催事関係は如何ですか。

A 残念ながら法会費用は認められていません。

### ナマの税務相談室

## 事業所税が突然課せられるようになった

**事**業所税は、新しい税金ではなく、高度経済成長末期の昭和50年からあるのですが、当初は政令指定都市など人口50万人以上の都市が課税団体でしたが、その後30万人以上の都市とされ、そして平成の市町村大合併で、さらに増加し、東京都の特別区を筆頭に、政令指定都市20市のほか55市、合計76市が課税自治体になっています。

**市**町村合併特例法により、人口が30万人になったとしても少なくとも5年間は課税団体になれないことになっていましたが、その経過期間も過ぎて、新規の課税自治体が増えているところです。

**事**業所税は、大都市の社会資本整備の追加的財政需

要の負担を原因者に求めることを立法趣旨としていたものなのですが、市町村合併で大きな中核的地方市の周辺の市町村が合併消滅編入された結果として、規模要件を充足する中核市が増え他方でまわりには山と田畠ばかりである地域の企業が課税対象地域に含まれることになる、という新現象が生まれ、突然思いがけない課税が起きることになったという事例が現れています。

**事**業所税の免税点は、事業所床面積1000m<sup>2</sup>以下、従業者数100人以下で、それを超えると面積当たり600円、給与総額の0.25%という課税が、基礎控除等の激変緩和措置のないまま生じます。床面積免税基準を超えると最低で

も60万円の納税額となります。

**事**業所税は、床面積や給与という外形標準を対象に課税する仕組みなので、赤字企業でも課税され、固定資産税との二重課税、法人事業税の外形標準課税との二重課税と指摘する意見もあります。

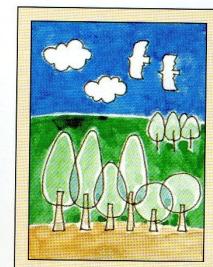
**事**業所税の事業所とは、事業の必要から設けられた人的、物的設備で継続して事業が行われる事務所、店舗、工場、倉庫等を指し、自己の所有に属するか否かは無関係で、賃借物件も含まれます。

**事**業所税の従業者数の判定と給与総額の算定では、高齢者及び障害者は人数及び給与総額の両方から除外されます。アルバイトやパートタイマーは従業者の人数からは除外されますが、給与総額には含まれます。役員は、高齢者及び障害者であっても従業者に含まれます。

が春の雲  
5日啓蟄、  
20日春分。  
「どこやらが冬どこやら  
も大忙しの3月です。  
納税者も税理士も税務署

3月15日までです。  
27年分の所得税の確定申告や贈与税の申告は、共に

12月31日の年齢(死亡の場合は死亡時)によります。



明日、死ぬかのように生きる。  
永遠に生きるかのようにして学べ。

(マハトマ・ガンジー)

### 3月の税務メモ

- (国 税)
- 2月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
  - 27年分の所得税確定申告
  - 27年分の贈与税申告
  - 青色申告の承認申請（それに伴う専従者給与届等の提出）
  - 27年分の個人事業者の消費税申告
  - 1月決算法人の確定申告
  - 7月決算法人の中間（予定）申告

- (地方税)
- 10日 ○2月分個人住民税特別徴収分の納付
  - 15日 ○27年分の個人住民税・事業税の申告（所得税確定申告者は申告不要）
  - 31日 ○1月決算法人の確定申告
  - 7月決算法人の中間（予定）申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。